

| 表                     |                    | 裏  |  |
|-----------------------|--------------------|--|--|
| 第<br>号                | 写<br>真             | 所<br>属<br>序  |  |
|                       | 官職(職名) 氏 名<br>生年月日 |  |  |
| 身<br>分<br>証<br>明<br>書 | 年 月 日<br>日交付       |  |  |
| 環境大臣(都道府県知事)          |                    |  |  |
|                       |                    | <p>この証明書は、自然公園法第三十<br/>七条に規定する指示をすることができる職員で<br/>ある。</p>   |  |
|                       |                    | <p>自然公園法(抄)<br/>利用のための規制)<br/>第三十七条 国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地<br/>区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の<br/>各号に掲げる行為をしてはならない。<br/>一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念<br/>を起させるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物<br/>を捨て、又は放置すること。<br/>二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著し<br/>く騒音を発し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠<br/>し、嫌悪の情を催させるような仕方であつて、客引きをし、そ<br/>の他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑を<br/>かけること。<br/>三 国又は都道府県の当該職員は、特別地域、海域公園地区<br/>又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をし<br/>ている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示<br/>することができる。<br/>四 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯<br/>し、関係者に提示しなければならない。<br/>第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円<br/>以下の罰金に処する。<br/>一 八 (省略)<br/>九 国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は<br/>集団施設地区内において、みだりに第三十七条第一項第<br/>一号に掲げる行為をした者<br/>十 国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は<br/>集団施設地区内において、第三十七条第二項の規定によ<br/>る当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第<br/>二号に掲げる行為をした者<br/>十一 (省略)</p> |  |

備考 この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。

[改正]

旧様式第三の一部改正=昭45年6月厚令35号・46年7月総令41号・48年9月48号・平2年10月50号・5年10月49号・12年8月94号・15年3月環令6号・19年4月11号、一部改正し本様式に繰下=平22年3月環令4号